

令和5年度 埼玉県認知症介護基礎研修
～受講申込の流れ・受講料のお支払い方法～

1 「事業所登録」と「事業所コード」の発行【事業所の責任者が行うこと】

- (1) この手続きは、受講者本人ではなく、事業所の責任者が行います（受講者が行うことはできません）。以下の【事業所コードの発行手順】に沿って「事業所登録」と「事業所コード」の発行を行ってください。
- (2) なお、すでに事業所コードをお持ちの方は、受講申込の都度事業所コードを発行する必要はありませんので「2 受講料の支払い」へ進んでください。

【事業所コードの発行手順】

- ア 専用サイトトップページ (<https://dcnet.marutto.biz/e-learning/>) の下部にある「**事業所登録フォーム**」をクリックしてください。
- イ 介護保険事業所番号などの各項目を入力してください。自治体名は「**埼玉県(公益財団法人介護労働安定センター埼玉支部)**」を選択してください。その他、法人名や代表メールアドレスなどを入力していきます。入力が終わりましたらページ下部の「確認画面へ進む」をクリックしてください。
- ウ 入力完了後、システム上で承認がされると、「イ」で登録したメールアドレスに「事業所コード」が届きます（発行に数日かかる場合があります）。
- エ 発行された「事業所コード」を当該事業所の受講希望者へ配布・通知してください。
- オ さいたま市に所在のある介護保険施設・事業所は、埼玉県の募集からは申込できません。さいたま市のホームページをご参照のうえ、そちらからお申込みください。

2 受講料の支払い

- (1) 別紙2「令和5年度 埼玉県認知症介護基礎研修 eラーニング申込書」を作成してください。20名分までまとめて作成することができます。
- (2) 作成した別紙2を「メール」^{※1}または「F A X」で介護労働安定センターへ提出してください。提出先は以下のとおりです。
 - ・ メールの場合 → saitama@kaigo-center.or.jp
 - ・ F A Xの場合 → 048-813-255 2

※1 別紙2はExcelの様式です。Excelのままメールしていただいても構いませんし、PDF化してメールしていただいても構いません。
- (3) 介護労働安定センターで別紙2を受理後、SMBCファイナンスサービス株式会社経由で「請求書」を郵送します（「請求書」はメールで来るものではありません。紙ベースのものが「郵送」で届きます）。
- (4) 請求書に記載されたの期日までにお支払いください。お支払い方法は、請求書に記載されているコンビニや各種銀行（ゆうちょ銀行含む）からお選びいただけます。

3 (補足) 受講料の支払いに関する注意事項

- (1) 請求書に記載されている口座番号は、別紙2で提出いただいた申込内容に対応する専用の番号です。ゆえに、別紙2による申込みの都度異なる番号が作られますので、請求書に記載された支払期日を過ぎるとその請求書は使えなくなります。その場合は改めて別紙2をメールまたはF A Xしてください。
- (2) 別紙2は、法人ごと・事業所ごとで複数の受講者分をまとめてお支払いする場合などに、20名分まで1枚の様式で作成することができます。受講者ごとに1枚ずつ作成する必要はありません。21名以上となる場合は適宜別紙2を増やしてください。
- (3) 法人または事業所で振込をされる場合に限らず、個人の方が個人名義でお支払いされる場合も、別紙2を作成しメールまたはF A Xしてください。

4 eラーニングシステムへの登録【受講希望者本人が行うこと】

- (1) 「2 受講料の支払い」のとおり、受講料のお支払いが完了しているか確認してください。
- (2) 受講希望者は「事業所コード」を事業所の責任者から受け取ってください。
- (3) <https://dcnet.marutto.biz/e-learning/>にアクセスし、「受講申込はこちら」をクリックします。
- (4) 「メールアドレスの仮登録」^{※2}の画面になります。メールアドレスを入力し「メール送信」をクリックします。
 - ※2 この際、必ずご自身のみが利用するメールアドレスを入力してください。1つのメールアドレスで複数の受講者が登録することはできません。また法人の代表メールアドレスとの重複登録もできません。
 - ※2 「受講申込はこちら」と同じページから「操作マニュアル（認知症介護基礎研修受講者用）」がダウンロードできますのでそちらもご活用ください。
- (5) 登録したメールアドレスにメールが届きます。その中のURLにアクセスし、名前や生年月日、パスワード（ご自身で決め、ご自身で保管・管理してください）、「事業所コード」などを入力・設定します。
- (6) 本来であれば、「受講料の支払い」→「eラーニングシステムへの登録」という順番ですが、誤って受講料の支払い前にeラーニングシステムへの登録をしてしまった場合は、速やかに「2 受講料の支払い」のとおり支払い手続きを進めてください（この場合「4 eラーニングシステムへの登録」の作業をやり直す必要はありません）。

5 ログインIDおよび受講料支払い完了のお知らせ【受講希望者本人が行うこと】

- (1) 受講料の支払いが完了しているかを介護労働安定センターが確認したのち、システム上で承認を行います（土日祝日を挟む場合は介護労働安定センターでの対応は翌営業日になりますのであらかじめご了承ください）。
- (2) 「[【認知症介護基礎研修eラーニング】受講許可のお知らせ および 受講料お支払いのお願い](#)」という件名^{※3}のメールが届きます。このメールが来たということは、①ログインするために必要なID発行された、②受講料の支払いが確認された、とい

う2点を意味しています。

- ※3 件名が「【…eラーニング】受講許可のお知らせ および 受講料お支払いのお願い」となっておりますが、受講料を再度支払う必要はありません。eラーニングシステムから自動的に送信されるメールのため、このような件名となってしまいます。実際は「ログインするために必要なID」を伝えるためのメールだとお考えください。
- ※3 ID発行後に受講料の返金はできません。返金の詳細は募集要項の「**10 受講料の返金について**」をご覧ください。

6 受講許可

- (1) 「【認知症介護基礎研修eラーニング】受講許可のお知らせ」という件名のメールが届きます。この後に実際にご受講いただくことが可能となります。
- (2) このメールの受信後、原則14日以内に受講を修了してください。

7 受講

- (1) <https://dcnet.marutto.biz/e-learning/>へアクセス。
- (2) 「5 ログインIDおよび受講料支払い完了のお知らせ」のメールで通知されたIDと「4 eラーニングシステムへの登録」で設定したパスワードを使いログイン。
- (3) 「Mypage」に進み「研修をはじめる」をクリックすると受講を開始できます。